

事務局規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人 神戸大学六甲台後援会（以下「この法人」という。）の定款第39条の規定に基づくこの法人の事務局（以下「事務局」という。）の機構及び分掌業務は、この規定に定めるところによる。

(事務局)

第2条 事務局に総務部及び経理部を置く。

(総務部)

第3条 総務部においては、次の事務を行う。

1. この法人の事務の総括及び行政庁との交渉に関すること
2. 理事会・評議員会及びその他の会議に関すること
3. 定款その他諸規則の制定及び改廃に関すること
4. 渉外に関すること
5. 公印の管守に関すること
6. 公文書の授受及び整理保存に関すること
7. 人事記録に関すること
8. 前2号以外の文書の保管及び公開に関すること
9. 調査・統計その他報告に関すること
10. その他経理部に属さない事務に関すること

(経理部)

第4条 経理部においては、次の事務を行う。

1. 会計事務の総括に関すること
2. 資金運用に関すること
3. 収入・支出及び予算・決算に関すること
4. 財産の管理に関すること
5. 給与等の支給に関すること
6. 防災及び整備に関すること
7. その他、理事長が必要と定めた会計事務に関すること。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事長の決裁により行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。